



金 沢 市 公 報

第 2 8 5 2 号

平成27年(2015年)12月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
○金沢市役所・美術館駐車場の使用料の徴収事務の委託について (総 務 課)	3
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	3
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について (")	4
○児童福祉法の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	4
○児童福祉法の規定による医療機関の指定について (地域保健課)	4
○児童福祉法の規定に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退について (")	4
○市道の区域の変更について (道路管理課)	5
○道路の供用の開始について (")	5
● 公 告	
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	5

○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について (建築指導課)	5
○開発行為に関する工事の完了について (")	6
● 選挙管理委員会告示	
○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)	6
○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	6
○教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	6
○合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について (")	6
○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について (")	7
● 監査公表	
○監査公表(第19号) (監査事務局)	7
● 農業委員会告示	
○平成27年第12回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	7
● 公営企業告示	
○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	8
○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (")	8

告 示

●金沢市告示第361号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

平成27年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場

- 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
- 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
- 金沢市営観音堂バス停前自転車駐車場
- 金沢市営表参道自転車駐車場
- 金沢市営香林坊自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場
- 金沢市営武蔵自転車駐車場
- 金沢市営此花町自転車駐車場
- 金沢市営香林坊せせらぎ通り暫定自転車駐車場

2 移動し、保管した自転車等の台数

- 自転車 107台
- 原動機付自転車 2台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成27年11月1日から同月30日まで

4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所

- 金沢市此花町3番2号
- 公益財団法人金沢まちづくり財団

5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所

- 日時 平成27年12月11日から平成28年3月10日まで
- 午前10時から午後7時まで
- 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
- 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第362号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成27年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	9台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
三馬3丁目地内	自 転 車	9台
大額3丁目地内	自 転 車	1台

元町2丁目地内	自 転 車	1台
西念4丁目地内	自 転 車	2台
窪2丁目地内	自 転 車	1台
菊川1丁目地内	自 転 車	2台
片町1丁目地内	自 転 車	1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
平成27年11月1日から同月30日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
 - (1) 期間
平成27年12月11日から平成28年6月10日まで
 - (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第363号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により金沢市役所・美術館駐車場の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成27年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
日本海警備保障株式会社 代表取締役 高見 太郎	金沢市福増町北1377番地2

- 2 委託した事務
金沢市役所・美術館駐車場の使用料の徴収事務
- 3 委託した期間
平成27年7月1日から平成32年6月30日まで

●金沢市告示第364号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成27年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
太陽が丘そよかぜ町会	代表者の氏名及び住所	中村 弘子 金沢市太陽が丘3丁目303番地	北野 宏恒 金沢市太陽が丘3丁目409番地	平成27年4月1日

●金沢市告示第365号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
ファーマみらい赤土町薬局	金沢市赤土町ニ150番地1	平成27年11月1日

●金沢市告示第366号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
森川整形外科医院	金沢市横川6丁目107番地	平成27年10月31日
トモコ薬局	金沢市笠舞3丁目2番30号	平成27年10月31日
クスリのアオキ鞍月薬局	金沢市鞍月5丁目78番地	平成27年11月1日

●金沢市告示第367号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示します。

平成27年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	指 定年月日
1750102459	すまいるくらぶ	金沢市忠縄町292番地	社会福祉法人石川整肢学園	金沢市平和町1丁目2番28号	放課後等デイサービス	知的障害児・ 肢体不自由児 ・精神障害児	平成27年 12月1日

●金沢市告示第368号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

平成27年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
岡薬局	金沢市尾張町2丁目13番8号	平成27年11月1日
り〜ど薬局	金沢市笠舞3丁目2番30号	平成27年11月1日
クスリのアオキ鞍月薬局	金沢市鞍月5丁目77番地	平成27年11月2日

●金沢市告示第369号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関から当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19の規定により次のとおり告示します。

平成27年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	辞退年月日
山下医院	金沢市緑が丘3番7号	平成27年12月1日

●金沢市告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年12月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成27年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	神宮寺2丁目線 6号	神宮寺2丁目 230番3先から	旧	2.3~2.6	30.0
		神宮寺2丁目 230番1先まで	新	4.0	30.0
一般市道	神宮寺2丁目線 17号	神宮寺2丁目 48番1先から	旧	2.1	18.2
		神宮寺2丁目 48番3先まで	新	3.0	18.2

●金沢市告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年12月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成27年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
神宮寺2丁目線 6号	神宮寺2丁目 230番3先から	平成27年12月11日
	神宮寺2丁目 230番1先まで	
神宮寺2丁目線 17号	神宮寺2丁目 48番1先から	平成27年12月11日
	神宮寺2丁目 48番3先まで	
横山町線 17号	横山町 754番1先から	平成27年12月11日
	横山町 746番先まで	

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成27年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
78	株式会社環境公害研究センター	金沢市金石北3丁目13番17号	平成27年11月24日
79	有限会社北商事	大阪市浪速区大国3丁目8番18号	平成27年11月27日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成27年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の年月日	指 定 道 路 の 位 置	延長(m)	幅員(m)
第139号	平成27年11月27日	金沢市野町1丁目260番2	5.8	22.0
第139号	平成27年11月27日	金沢市野町1丁目394番2及び395番2	9.5	22.0

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成27年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市松村6丁目235番の一部、166番1、166番4から166番6まで、167番1、167番4及び167番5	金沢市西念4丁目4番25号 有限会社大地 代表取締役 野崎 裕平	道路 金沢市松村6丁目235番の一部、166番4及び167番4

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成27年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,341人

●金沢市選挙管理委員会告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成27年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

122,349人

●金沢市選挙管理委員会告示第106号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成27年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

122,349人

●金沢市選挙管理委員会告示第107号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成27年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,341人

●金沢市選挙管理委員会告示第108号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成27年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

61,175人

監 査 公 報

●金沢市監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成27年12月11日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	田	中	展	郎
金沢市監査委員	松	井	純	一

1 包括外部監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成27年11月18日
- (2) 措置を講じた部局等 市民局市民スポーツ課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成27年4月13日（平成27年監査公表第7号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・身体活動・運動 指摘事項 市民スポーツ・レクリエーション祭については、本来の目的である「体験」よりも競技に特化している種目が増加していること、また、石川県においても類似の事業が実施されていることなども踏まえて、廃止も視野に入れ、検討する必要がある。</p>	<p>類似の事業が他にも実施されていることを踏まえ、平成26年度をもって当該事業は廃止した。平成27年度においては、市民がスポーツに親しむ機会を一層拡大するため、誰もが参加しやすい体験型に特化した「かなざわスポーツフェスティバル」を新たに開催した。</p>

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により平成27年第12回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成27年12月11日

金沢市農業委員会
会長 朝 倉 忍

1 日時

平成27年12月21日午後4時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (5) 非農地証明願について
- (6) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第31号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年12月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成27年8月1日から同年10月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 59,310円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 51,560円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 58,990円

2 原料価格変動額 30,500円

算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 58,990円（1トン当たり平均原料価格）＝ 30,500円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－30,500円（原料価格変動額）／100円×0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から25.01円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

4 平成28年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 （1箇月につき）	調整単位料金 （1立方メートルにつき）
A表 （1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合）	620円	222円74銭
B表 （1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合）	640円	220円74銭
C表 （1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合）	890円	208円24銭
D表 （1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合）	1,000円	206円41銭
E表 （1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合）	1,650円	201円41銭

●金沢市公営企業告示第32号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年12月11日

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成27年8月1日から同年10月31日までの平均原料価格
1トン当たり 51,560円
- (2) 原料価格変動額 34,700円
算式 $86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 51,560円(1トン当たり平均原料価格) = 34,700円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 - 34,700円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から70.79円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成28年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	403円32銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	394円22銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成27年8月1日から同年10月31日までの平均原料価格
1トン当たり 51,560円
- (2) 原料価格変動額 34,700円
算式 $86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 51,560円(1トン当たり平均原料価格) = 34,700円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 - 34,700円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から70.79円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成28年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	385円7銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	375円97銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成27年8月1日から同年10月31日までの平均原料価格
1トン当たり 51,560円
- (2) 原料価格変動額 34,700円
算式 $86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 51,560円(1トン当たり平均原料価格) = 34,700円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 - 34,700円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から70.79円を減算した額になります(小数点第3位以下

切上げ)。

- (4) 平成28年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	388円98銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	379円88銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成27年8月1日から同年10月31日までの平均原料価格

1トン当たり 51,560円

- (2) 原料価格変動額 34,700円

算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 51,560円(1トン当たり平均原料価格) = 34,700円(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 34,700円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から70.79円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成28年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	377円48銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	368円38銭

平成27年(2015年)12月11日 印刷

平成27年(2015年)12月11日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄